

原規放発第1409122号
平成26年9月12日

独立行政法人日本原子力研究開発機構
理事長 松浦 祥次郎 殿

原子力規制委員会
NRA-Dd-14-002

核物質防護規定の遵守について（注意）

貴機構原子力科学研究所において、立入制限区域における出入管理に係る核物質防護規定遵守義務違反が認められました。

根本的な原因として、核物質防護管理者を含む核物質防護担当職員の法令遵守及び核セキュリティに対する意識の不足、警備体制の不備及び組織的なコミュニケーション不足が挙げられます。

核物質防護規定を遵守することは、法令で定められた事項であり、核物質防護措置を講ずる上で、最も基本となる事項です。下記3件の事項を遵守しなかったことは重大な問題であり、当委員会としても、誠に遺憾であるため、貴機構に対し、厳重に注意します。

今後、同様の事案が生じることのないよう立入制限区域の設定の見直しを含めた再発防止対策を確実に実施することを強く求めます。

なお、当委員会においては、今後、核物質防護規定の遵守状況検査等を通じ、貴機構の実施状況を確認していくこととします。

記

該当事項

- 1 所長の承認を得た出入管理に関する下部規定を定めていなかった。
- 2 核物質防護管理者が、誠実に業務を行っていなかった。
- 3 立入制限区域の出入管理ができていなかった。

以上